

評価委員会の設置および運営に関する規定

本規定は、ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部（以下当事業部と略す）が業務を遂行するために、当事業部に設置する評価委員会に関するものである。

（目的）

第1条 当事業部が、評価事業を公正・中立で第三者性を確保して行うために、当事業部の執行機関から独立した評価委員会を設置する。評価委員会は、当事業部の評価調査員が調査するデータに基づいて、公正・中立な立場の評価委員が第三者性の視点から評価しなければならない。

（評価委員の人選と委嘱期間ならびに委員会の構成）

第2条

- （1）評価委員は当事業部の運営役員会で人選し、本人の承諾を得た後、委嘱する。
- （2）委嘱期間は2年とし、期間満了後も更新手続きができるものとする。
- （3）評価委員会は3名以上の構成でなければならない。評価委員は学識経験者または一般市民および当事業部所属員からなり、当事業部所属員は二分の一未満とする。評価対象事業所の利害関係者は評価委員に委嘱しないものとする。

（委員長、副委員長の選任及び権限と任務）

第3条 委員長及び副委員長は会員の互選により選任する。委員長は評価業務を統括し、委員会を代表する。委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代行する。

（委員の任務）

第4条 委員は評価業務を厳正中立の立場で行う。

（評価委員会の開催）

第5条

- （1）評価委員会は、評価対象の事業所と契約に基づく評価調査業務終了後、速やかに開催する。
- （2）評価委員会は、3名以上の評価委員（当事業部所属員は二分の一未満）の出席を持って成立する。
- （3）評価対象の事業所を担当した評価調査員は、当該施設の評価委員を兼務してはならない。但し、評価委員会の求めに応じ、調査分析結果の説明を行うため評価委員会に出席することができる。

（評価委員会の審議事項）

第6条 評価委員会は、次の事項を審議する。

- （1）評価調査員の調査分析結果の決定。決定は委員会の合議を持って行う。
- （2）評価機関としての評価結果の講評作成。

(評価委員会の管理事務)

第7条 評価委員会の事務は業務部が行い、その内容は次の通りとする。

- (1) 評価委員会開催に当り、評価委員のスケジュール調整。
- (2) 評価委員会の審議内容の記録。

(評価委員の報酬等)

第8条 評価委員の報酬は別に定める規定による。

(評価委員の委嘱解除)

第9条 評価委員の行為が公正中立な評価にふさわしくないと認められた場合、運営役員会に諮って評価委員の委嘱を解除できる。

(評価委員の退任)

第10条 評価委員が都合により退任を文書で申し出た場合は退任できる。

(本規定の発効及び改定)

第11条 本規定の発効及び改定は運営役員会の決議による。

附則 この規定は、平成17年4月30日から適用する。

一部改訂 平成26年3月31日